

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 7 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

2025 年度版健康スコアリングレポートの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り御礼申し上げます。

本年度の健康スコアリングレポート作成に当たっては、健康スコアリングレポートの効果検証の結果をもとに、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループ」により公表された「2025 年度健康スコアリングレポートの実施方針」（令和 7 年 3 月 26 日）に基づき保険者単位の健康スコアリングレポート及び事業主単位の健康スコアリングレポートを作成いたします。

今般、事業主単位レポートの作成に必要な事業主マスタ登録のご負担軽減を図るべく、新様式の事業主マスタを作成しております。

つきましては、下記のとおり作成に係る留意点等をお示ししますので弊省の取組の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和 7 年度の事業主マスタについて

事業主単位のレポート作成に当たっては、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位レポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標、医療費を算出することや、同業態との比較をお示しするために、各適用事業所における被保険者数及び特定健康診査の対象となる被保険者数、業態分類、医療費情報の表示についての情報も併せて、事業主マスタに登録する必要がある。

(1) 事業主マスタ作成方法の変更点

本年度の事業主マスタは、11 月 1 日（令和 7 年度においては 11 月 4 日）の法定報告の期限までに社会保険診療報酬支払基金に提出された特定健康診査等の実施状況に関する情報（以下「法定報告データ」という）と前年度に登録された事業主マスタをもとに一部データをあらかじめ入力（以下「プリセット」という）したものを提供する。法定報告の期限を越えた健康保険組合においては、データがプリセットされず、

健康保険組合で事業主マスタの必要事項を記載していただく。

(2) 事業主マスタの作成手順

本年度の事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトの「ファイル送受信」機能を用いて 11 月 4 日（火）より配布する。そのため、前年度の様式は使用せず、本年度配布された新様式の事業主マスタを使用すること。事業主マスタの作成に当たっては、データヘルス・ポータルサイト内の「事業主マスタ作成マニュアル」を参照すること。

また、事業主マスタの配布時期は以下を予定している。

	法定報告の完了時期	事業主マスタ配布予定日
1 回目	10 月 23 日(木)まで	11 月 4 日(火)頃
2 回目	11 月 4 日(火)まで	11 月 14 日(金)頃

(3) 事業主マスタ提出方法・締め切り

各健康保険組合においては、事業主マスタをデータヘルス・ポータルサイト上で 11 月 28 日（金）までに登録されたい。

(4) 事業主マスタ作成に当たっての留意点

- ・ 前年度に事業主マスタを登録した健康保険組合においても、本年度は新たに事業主マスタを登録する必要がある。
- ・ 10 月 24 日（金）～11 月 4 日（火）の期間において、法定報告データを差し替えた場合、11 月 14 日（金）頃に再度事業主マスタが配布されるため、最新の事業主マスタで必ず再度登録されたい。
- ・ 過年度に被保険者証等記号の登録がない事業所は、その事業所の事業主単位のレポートにおいて当該年度の特定健診実施率等（特定健診・特定保健指導実施率及び順位、健康状況・生活習慣のスコア、医療費）の経年情報が表示されない。
- ・ 代表保険者番号とは異なる複数の保険者番号（支部等）を有する健康保険組合のうち、その保険者番号間で同一の被保険者証等記号を使用し法定報告を行っている場合においては、事業主マスタの別途対応が必要であるため、10 月 31 日（金）までに下記照会先まで申し出ること。

2. 2025 年度版健康スコアリングレポートの変更点について

(1) 特定健康診査受診者数が 10 名未満の事業所におけるスコアの非表示

事業主単位レポートの作成に当たって、作成対象となるのが特定健康診査の対象となる被保険者数が 10 名以上であることに変更はないが、個人の特定を防ぐため、特定健康診査受診者数が 10 名未満の場合は、健康状況・生活習慣のスコアが非表示と

なるよう変更した。なお、特定健康診査・保健指導実施率については特定健康診査受診者数にかかわらず表示される。

(2) 医療費データの詳細分析（疾患別医療費）の追加

保険者単位レポートに生活習慣病に関する医療費データを表示する。高血圧症・脂質異常症・糖尿病の「傷病名コード」及び「医薬品コード」が記録されたレセプトを対象として、医療費を集計する。ただし、上記3疾患の医療費に大きな影響を与えると考えられるがんや指定難病に関するレセプトは除外する。

3. 2025 年度版健康スコアリングレポート作成に使用する性・年齢階級別加入者数データについて

保険者単位レポートに掲載している「貴組合の医療費の状況」については、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定である。各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行う予定である。そのため、令和6年度の性・年齢階級別加入者数のデータ提供に同意しない場合は、**10月24日（金）**までにメールにて厚生労働省保険局保険課へ連絡されたい。

なお、性・年齢階級別加入者数データについては、健康スコアリングレポートにおける性・年齢調整を行うことを目的としており、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数データそのものを公表することはない。

4. 2025 年度版健康スコアリングレポート発行スケジュールについて

令和8年2月頃に令和6年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報に基づくレポート（保険者単位・事業主単位の2種類）をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。なお、事業主単位レポートについては、事業主マスタを11月28日（金）までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者にのみ発行される。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

データヘルス担当

担当：富田、宮下

E-mail：dh-kenpo@mhlw.go.jp